

弁理士法人オリーブ国際特許事務所 行動計画

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年5月1日 ～ 令和7年4月30日までの 1年間
2. 内容

目標1：男女ともに仕事と子育ての両立ができる職場とするため、育児関連制度を利用しやすい風土の醸成にむけた取り組みを実施する。

<対策>

- 令和6年5月1日～5月31日 関係諸制度の整理。
- 令和6年5月1日～ 制度に関するパンフレットを事業所に掲示し、男性も育児休業を取得できることを周知させる。